

総合評価落札方式を採用した場合の評価手法について（案）

産業廃棄物処理の委託の契約方式として総合落札方式を採用した場合の評価手法について、以下に示す。

1. はじめに

総合落札評価方式の評価手法については、解説資料に記載するもので、具体的な契約方法に触れて国等の発注担当者に対し、標準的な契約手続等を示すものである。国及び独立行政法人等の各機関においては、本評価手法に準拠する義務は生じないが、一方で、本評価手法に準拠することで、本来、財務大臣に対して必要となる個別協議が省略できるというメリットがある¹。

したがって、廃棄物に詳しくない他省庁の担当者でも「分かりやすく」、実際の契約手続においても「簡便」で「一般的」となるような評価手法を定めることで、多くの省庁が本評価手法を採用することが期待される。

そこで、総合評価落札方式の評価手法として採用されている評価項目についてそれらの特徴を含め詳細に示しつつ、産業廃棄物処理の委託契約にどのような方法が適当と考えられるか、以下整理する。

2. 総合評価における評価手法について

(1) 評価手法について

総合評価落札方式による評価手法としては加算方式と除算方式がある。

加算方式は、建設コンサルタント業務や調査事業、広報事業、研究開発事業等において採用されており、このようなタイプの事業は、とりわけ提案内容の新規性・創造性等に係る技術評価が重要視されるため、価格評価よりも技術評価に重点を置いた形での総合評価を行うこととされている²。

除算方式は、設計図を基に行われる建設工事等において採用されており、加算方式が導入される事業と比較し、業務の新規性や創造性よりは、業務遂行の質の高さが求められ、価格当たりの工事品質を表す指標となっている。

¹ 財務大臣との包括協議が整った場合に個別協議が不要となる。

² 「総合評価落札方式ガイドブック - 調査、広報、研究開発 - 」(経済産業省)

<http://www.meti.go.jp/information/data/c60815a-1j.html>

なお、加算方式、除算方式の違いによって評価点にどのような差異が生じるかについては、別紙2「総合評価落札方式のシミュレーション」のとおりである。

(2) 産業廃棄物処理の委託業務の特性

産業廃棄物処理の委託業務については、排出される廃棄物の種類や量が把握されており、廃棄物から資源化されるものについてもある程度想定ができるなど、業務の新規性や創造性よりは、処理の適正さや資源化される資源物の質の高さが求められる。

(3) まとめ

加算方式及び除算方式の特徴や産業廃棄物処理の委託業務の特性を比較考慮すると、産業廃棄物処理の委託に係る契約においては、業務の新規性や創造性よりは、業務遂行の質の高さが求められることから、除算方式が適当であると考えられる。また、これまで多くの契約実績を有している公共工事の総合評価落札方式のシミュレーション結果等から勘案すると、産業廃棄物処理の委託に係る契約は、公共工事の類型でいえば、簡易型又は標準型に準拠することが、最も相応しいものと考えられる。

すなわち、温室効果ガス等の排出削減等環境配慮への取組及び優良基準への適合状況を適切に評価し定量化した評価点を入札価格で除算した総合評価落札方式（評価値 = 評価点 ÷ 入札価格）を採用することが適当と考えられる。

$$\text{評価値} = \frac{\text{評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{入札価格}}$$